

令03原機（科臨）010
令和3年10月20日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

定期事業者検査報告書 (定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第1項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔TCA（軽水臨界実験装置）施設〕の定期事業者検査を開始しますので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第29条第3項の規定に基づき下記のとおり報告いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住所 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 : 理事長 児玉 敏雄

2. 試験研究用等原子炉施設を設置した事業所の名称及び所在地

名称 : 原子力科学研究所
所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字白方2番地4

3. 検査の対象及び方法並びに期日

検査の対象 : TCA（廃止措置計画に定める性能維持施設に限る。）
検査の方法 : 別添1「TCA施設の定期事業者検査の計画」のとおり
検査の期日 : 令和4年1月24日～令和4年2月4日

4. 予定の概要

別添1「TCA施設の定期事業者検査の計画」のとおり

添付書類

1. 定期事業者検査の計画

○定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目及び検査実施予定期

別添1 「TCA施設の定期事業者検査の計画」に廃止措置計画で示した性能維持施設の項目並びに性能維持施設の定期事業者検査の項目及び検査実施予定期を示す。

○定期事業者検査期間中に実施する工事

定期事業者検査の工程に直接影響する工事はない。

○前回の定期事業者検査からの変更点

該当なし。

2. 試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

○試験研究用等原子炉施設の施設管理目標

別添2 「令和3年度TCA施設の施設管理目標設定票」のとおり。

○施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第9条第1項第3号の規定により該当なし。

3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期及び期間

別添3 「TCA施設設施管理実施計画」の第2条のとおり。

ロ 試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期

該当なし。

ハ 試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

別添1 「TCA施設の定期事業者検査の計画」及び別添3 「TCA施設設施管理実施計画」のとおり。

ニ 試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

別添3 「TCA施設設施管理実施計画」の第6条のとおり。

4. 第三条の九第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）
「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法として、これまでの点検等の実施頻度及び結果を考慮して判定する方法を実施し、点検頻度である「12ヶ月」を一定の期間とする。
5. 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
該当なし。
6. 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類
当該評価に伴う変更はない。
7. 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあっては、第三条の九第三項各号に掲げる以下の事項
- 一 試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
該当なし。
 - 二 試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
該当なし。
 - 三 試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
該当なし。

TCA施設の定期事業者検査の計画

(1/1)

施設区分	設備等の区分	構成品目	検査項目	要領書番号	検査実施予定時期
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	燃料要素貯蔵室	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		燃料要素格納容器	未臨界性確認検査	26-01	
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物廃棄設備	排風機 (炉室系統、燃料貯蔵室等系統)	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
			自主点検記録（風量）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		フィルタユニット (炉室系統、燃料貯蔵室等系統)	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
			自主点検記録（捕集効率）*		
	排気筒	ダクト、ダンバ	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		排気筒	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
	液体廃棄物廃棄設備	廃水ピット	自主点検記録（漏えい）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
			自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		廃水タンク	自主点検記録（警報）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
			自主点検記録（漏えい）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
	保管廃棄施設	配管、バルブ	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		廃棄物保管場所（作業室）	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
			自主点検記録（保管状況）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
放射線管理施設	作業環境モニタリング設備	放射線エリアモニタ	自主点検記録（校正）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		ガンマ線サーベイメータ	自主点検記録（校正）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
	汚染管理設備	表面汚染検査用サーベイメータ	自主点検記録（校正）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		排気筒モニタリング設備	ダストモニタ	警報検査	41-01
原子炉格納施設	炉室建家	炉室	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
	附属建家	燃料貯蔵室	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		廃水タンク室	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
安全設備	消火設備	自動火災報知設備	自主点検記録（作動）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		消火器、消火栓	自主点検記録（外観）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
			自主点検記録（作動）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
安全避難通路	屋内退避設備	誘導灯	自主点検記録（作動）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4
		非常灯	自主点検記録（作動）*	保安-01	R4.1.24～R4.2.4

* : 保安記録確認検査

**令和3年度
TCA施設の施設管理目標（設定・達成状況）票**

「原子力科学研究所原子炉施設保安規定」に基づく施設管理目標

所長 (承認)	監界シット試験 技術部長 (作成)	放射線管理部長 (作成)	工務技術部長 (作成)
R3 / 4 / 26	R3 / 4 / 26	R3 / 4 / 26	R3 / 4 / 26
施設管理方針			
保全活動を行う者の力量管理を確実に行う。	実施頻度（教育） 実施頻度（再評価）	目標値	達成状況及びその評価※
保全活動を実施することにより、経年劣化や部品の消耗に伴う設備・機器等の不具合又はその兆候の発見に努め、発見した場合には、適切な対策を講じる。 (1) 安全確保を最優先とする。	実施頻度 実施頻度	年1回以上 年1回以上	検査、点検、巡回の頻度
CAP活動を行い、自施設及び仙施設で発生する不適合情報、等を共有し、是正処置、未然防止処置等を確実に実施する。	実施頻度 処置率※	原則週1回 100%	
法令及び保安規定を遵守し、施設管理に必要な保全活動を確実に実施する。 (2) 法令及びルール（自ら決めたことや社会との約束）を守る。	達成度	100%	
情報共有及び相互理解に、不斷に取り組む。 (3)	施設管理に関する情報を関係者間で十分な情報共有を行い、相互理解を深める。	実施頻度	月1回以上
保安業務（通信管理、施設管理等）の品質目標とその活動を定期的にレビューし、継続的な改善を徹底する。 (4)	施設管理実施計画の継続的な改善を確実に行う。	実施頻度	施設管理実施計画の期間又は年に1回以上
注) 施設管理目標は、理事長が定めた施設管理方針と整合すること。また、達成度をどのように尺度で判断するかを十分に考慮した上で具体的に定めること。 ※1：達成状況の評価では、管理尺度及び達成目標に係る評価のみならず、保安活動の実施状況の評価の場合は「達成状況」に○を記す。 ※2：予算措置等を含め、長期的な観点が必要な場合は、処置の計画策定をもって、処置済とみなすことができる。			

承認	同意	確認	確認	作成	作成	作成
臨界ホット 試験技術部長	廃止措置施設 保安主務者	工務	放射線 技術部長	管理部長	臨界技術 第2課長	工務 第1課長
					放射線管理 第2課長	

T C A原子炉施設

施設管理実施計画

(検査要否整理表)

(設備保全整理表)

令和 3年 9月

原子力科学研究所
 臨界ホット試験技術部 臨界技術第2課
 工務技術部 工務第1課
 放射線管理部 放射線管理第2課

空白頁

T C A原子炉施設 施設管理実施計画
(検査要否整理表) (設備保全整理表) 改定履歴

改定番号	改定年月日	改定内容	承認	同意	確認	作成	備考
制定00	2020/05/25	新検査制度の施行に伴い、初版制定。					
改定01	2020/08/19	施設管理実施計画における施設管理実施計画の始期及び期間を明確化。貯蔵施設に係る定期事業者検査の方法の変更。その他記載の適正化等。					
改定02	2021/04/02	長期運転停止に伴い制定していた特別な施設管理実施計画について、原子炉施設の廃止措置計画認可を受け、廃止措置に係る施設管理を定めた施設管理実施計画への変更。					
改定03	2021/09/30	工事の確認及び評価について記載の適正化。「保全文書ガイド」の変更を踏まえ、設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を適正化。					

空白頁

(目的)

第1条 本計画は、TCA原子炉施設の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」(以下「試験炉規則」という。) 第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査を開始する日とし、その期間は、次の定期事業者検査を開始する前日までとする。

- 2 前項の定期事業者検査の時期については、原子力科学研究所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。) 第8編第5条(年間管理計画)の定めにより作成する「年間管理計画」に定める。
- 3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の計画の作成に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設の修理及び改造に係る設計及び工事を行おうとするときは、保安規定第8編第12条(修理及び改造)の定めにより、「修理及び改造計画」を作成し、それにに基づき業務を実施する。

- 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」、臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」及び「設計・開発管理要領」並びに保安規定に基づき定める「TCA本体施設管理手引」、「TCA特定施設運転手引」、「放射線管理手引(施設放射線管理編)」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第8編第15条(巡視)、保安規定第2編第38条(放射線測定機器の維持点検及び巡視)並びに保安規定に基づき定める「TCA本体施設管理手引」、「TCA特定施設運転手引」及び「放射線管理手引(施設放射線管理編)」その他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

- 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の巡視の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ニ 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、保安規定第8編第7条第2項(設備保全整理表及び検査要否整理表の策定)の定めにより、当該施設の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を作成し、これらに基づき、保全活動を実施する。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の「設備保全整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等の表記に代えることができる。また、点検、検査等の実施頻度及び時期については、第2条の年間管理計画、要領書等の記載に代えることができる。
- 3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、第1項及び前項の点検、検査等の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びに臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「試験・検査の管理要領」に基づき、必要な手続きを行う。また、定期事業者検査及び使用前事業者検査にあっては、保安規定第8編第10条（定期事業者検査）及び第13条（使用前事業者検査）の定めにより策定するTCA原子炉施設の「定期事業者検査計画」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査計画」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、必要な手続きを行い、検査を受検する。
- 4 前項の検査の受検に当たっては、保安規定第1編第16条の3（事業者検査の独立性の確保等）及び原子力科学研究所の「事業者検査の実施要領」の定めにより、検査の独立性を確保する。

(第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置)

- 第6条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、第3条の工事並びに第5条の点検、検査等を実施する際、原子力科学研究所の「放射線安全取扱手引」、「TCA本体施設管理手引」、「TCA特定施設運転手引」及び「放射線管理手引（施設放射線管理編）」その他関連要領及び下部要領の定めにより、保安の確保のために必要な措置を講じる。
- 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の措置の計画及び実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「業務の計画及び実施に関する要領」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価)

- 第7条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第3条の設計及び工事について、臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部の「設計・開発管理要領」に基づき、確認及び評価を行う。
- 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第4条の巡視、第5条の点検、検査等の結果について、保安規定第8編第9条（保全活動の有効性評価及び改善）の定め及び原子力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき、確認及び評価を行う。
 - 3 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前2項の確認及び評価に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

- 第8条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第8編第9条（保全活動の有効性評価及び改善）の定め及び原子

力科学研究所の「保全有効性評価要領」に基づき、必要な改善を行う。

- 2 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、前項の改善の実施に当たっては、原子力科学研究所の「品質マネジメント計画書」並びに「不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領」及び「水平展開要領」(ただし、後二者については、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。)に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号チ 施設管理に関する記録)

第9条 臨界技術第2課長、工務第1課長及び放射線管理第2課長は、それぞれ所管するTCA原子炉施設の本体施設、特定施設及び放射線管理施設に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、原子力科学研究所、臨界ホット試験技術部、工務技術部及び放射線管理部それぞれの「文書及び記録の管理要領」に基づき、管理する。

空白頁

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査の要否 (●必須、▲導合にいる、△選択的またはなし) ○人間検査: 知見考慮、一括承認し ガイドの列 (冷却炉不要)		対象設備	
条 款	項目						
	容器等の材料に係る部分に限る。)及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。						【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又はその他の確認に代える場合の内容、根拠
一 容器等がその設計上要求される強度及び耐久性を確保するものであること。							
二 容器等の主要な耐圧部の溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不適切で異常な形状でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがないか、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないこと(非構造試験により確認したものであること)。							
ハ 適切な強度を有するものであること。							
二 機械部は該その他他の評価方法により適切な溶接施設並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより達成したものであること。							
2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、漏えいがないものでなければならない。		▲					・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。
3 試験研究用等原子炉施設に属する施設であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、蓋板と鋼管を繋ぐ部品を除くものでなければならない。							・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。
第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度又は、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する手段を、適切な安全装置(第十五条第二項において「安全弁等」という)が必ず設置所に設けられてなければならない。							・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。
第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の液体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を処理する設備(排気筒並びに第十七条及び第三十六条(第五十二条、第五十九条及び第七十条において「貯留槽等」)へ規制するものを除く)へは、貯止性物質を含まない液体を貯まない流体を早く管に逆流するおそれがない場合はこの限りでない。							・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。
第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時における冷却材から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に遮断するよう常に監視されなければならない。		△	同様検査				・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。
2 試験研究用等原子炉施設は、逃げ弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを完全に遮断されるものでなければならない。		△	同時確認				・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。
3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路(污水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管等の外のものであつて、以下この項において同じ。)の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管等の外のものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある部分に限る。)以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に壁面する設備及び第十三条第二号に掲げる事項を計測する場合には、この限りでない。		△	同時確認			・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
4 試験研究用等原子炉施設のうち人が出入りする部屋の内外の壁、その他の部分であつて、放射性物質による汚染を施すやしやすいものでなければならぬ。		●	○ 同時確認				・第16条第2項(遮蔽等)に係る検査と同時にを行う。 ・居室建室、(壁、床)
第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカババイン(以下「原水等周辺の空気監測量が原子炉規制委員会が定める監測限度を十分下回るよう)に設置されたものでなければならない。		●	● (保安記録確認)				・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。
2 工場等(原子力船を含む。)内における外部射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところによらず設置設備が設けられないこと。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。 二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合で放射線障害を防止するためには必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられてること。		●	● (保安記録確認)				【保安記録確認(外観)】
三 自重、熱効力その他の荷重に耐えるものであること。		●	○ 知見考慮				・設置箇所可算査及び使用前事業者検査で確認する。 ・該設備の構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。
第十七条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において原水等周辺の空気監測量が原子炉規制委員会が定める監測限度を十分下回るよう)に設置されたものでなければならない。		●	● (保安記録確認)				・第35条(废弃物処理設備)に係る検査と同時にを行う。
16 逃散等		○	○ 同時確認				・設置箇所可算査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第35条(废弃物処理設備)に係る検査と同時にを行う。
17 排気設備		○	○ 同時確認				・気体廃棄物の廃棄設備 ・第35条(废弃物処理設備)に係る検査で確認する。 ・気体廃棄物の廃棄設備

定期事業者検査要否整理表（試験炉 TCA施設）

技術基準		技術基準の要求事項		定期事業者検査を行う場合の検査		対象設備	
条	項目						
19	溢水による損傷 の防止	三 署過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取扱いが容易な構造であること。	四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されること。	○ 同時確認 ○ 同時確認	・設工認書及び使用前事業者検査で確認する。 ・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時にを行う。	・気体廃棄物の発生設備	
20	安全避難通路 等	第一 材料試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	● (保安記録確認) ● (保安記録確認)	・保守点検時に法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・該導灯、非常灯	・安全避難通路	
21	安全設備	三 故障発生した場合に用いる際の前号の避難用の照明を除く。及びその専用の電源	四 火災により損傷を受けた場合においては、次に掲げることによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は多機能性の材料を使用すること。	●	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当ない。		
22	炉心等	五 前号の消火を行う設備は、破損、駆動又は駆動装置が起きた場合においても試験研究用等原子炉を完全に停止させるための機能を備わるものであること。	六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設のある場合には、防護施設の設置その他の適切な防護措置が講じられていること。	○ 知見考慮 ○ 知見考慮	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
23	熱遮蔽材	第七十二条第二項第三十一条に規定する革新的安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障によって、外電が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多機能性又は多機能性を備えるものであること。ただし、原子炉格納容器等他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備について、この限りではない。	八 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の遮断装置を設けること。	● (保安記録確認) ● (保安記録確認)	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認書及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新見の考慮が必要であれば検査に反映する。	・消防設備(自動火災報知設備、消火器、消火栓)
		第九条試験研究用等原子炉施設内における放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取扱いが容易な構造であること。	十 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負担に耐えられるものでなければならない。	●	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。
		第十二条第一項第二項第三十一条に規定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	十一 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の着脱その他の要因により生ずる振動により損傷を受けないよう設計されていること。	●	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	・有害な振動が発生しないため、定期事業者検査は不要である。	・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。
		第十三条試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより繊く劣化すればならない。	十二 熱应力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。	—	—	—	—

技術基準		技術基準の要求事項		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名稱や項目に代える場合の内容・根拠)	
条	項目			又はその他の確認に代える場合の内容・根拠	
	二 冷却材の種類その他の要因により燃焼を要けることがないこと。			・中性子照射により容器の材料が著しく劣化するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	対象設備
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的な性質を保持するものでなければならない。	○△印の例 ○△印記載せしめ、一括当丸)	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところによく設置されなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。 二 燃料体等が壁間に当するおそれがないこと。	□ (冷却不要) 自施設評価	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
	三 燃料体等の前燃熱を安全に除去することにより燃料体等が清浄化されるものであること。	▲		・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
	四 取扱中に燃料体等が燃焼するおそれがないものであること。	▲		・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
	五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に燃焼しないものであること。	—		・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
25	核燃料物質取扱設備	六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合には、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める標準當量率を超えないものであること。ただし、管理区域においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器による燃料体等の落下を防止できること。	▲	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		八 次に掲げるところによく燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の測定を知り及び警報を発することができるものであること。 ロ 前燃熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		九 燃料体等が壁間に当するおそれがないこと。	●	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
	二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	●	● (保安記録印)	【未臨界性確認検査】 【保安記録認(外観、貯蔵状況)】 ・燃料要素格納容器 ・燃料要素貯蔵室	
	三 次に掲げるところによく燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の測定を知り及び警報を発することができるものであること。	▲		・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
		ロ 前燃熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
	四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の搬送が重く搬食することを防止し得るものであること。 二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対する適切な遮蔽能力を有するものであること。	▲		・設備の材料及び構造上、被覆が腐食するおそれがないため、定期事業者検査は不要である。	
	三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の燃焼能を安全に除去し得るものであること。	—		・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	
	四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体が漏れ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 液体を貯蔵でき、かつ、液体の漏れいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。		
26	核燃料物質貯蔵設備	第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む第一次冷却材(次条第一項第四号に掲げる設備から排出するように設計されたものでなければならぬ)において系統外に排出する場合は、これを安全に	—	・該当する設備がないため、定期事業者検査は不要である。	

定期事業者検査要否整理表（試験炉_TCA施設）

(6 / 8)

技術基準	技術基準の要求事項	定期事業者検査の要否 (●必須、▲導合による、○選択的検査、-候補不必要)	[定期事業者検査を行う場合の検査] (検査の名前や項目は代載したもの) 又はその他の確認に代える場合の内容・根拠	対象設備
系 統 目 項	えないようにできること。			
二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制し又は防止するための設備を運転させる必要があるときは、監査機器の作動を遮りかねない場合に、かつ、自動的に開始させるものであること。	-	-	・安全上重要な施設に該当しないため、定期事業者検査は不要である。 (1)多量の放射性物質の評価値が発生事故当たり5ミリシーベルトを超えるもの、試験許可基準規則の解釈より)	
三 安全保護回路を構成する機械器具は、单一故障が起きた場合又は使用状態から同一の原因で取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多様性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間ににおいて安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであるること。	○ 同時確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
五 駆動原の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉への影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態が進行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保できるものであること。	○ 同時確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
六 不正アクセス行為その他の電子計算機に適用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることによる被害を防止するためには必要な機能が確実に運用する場合におけること。	○ 同時確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
七 計画制御系施設の一部を安全保護回路と共用する場合におけること。	○ 同時確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないよう逆応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系が設けられていないこと。に規定する試験物をいう。以下同じ。)の移動その他の要因による反応度変化を防ぐものであること。	● ▲ △ 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
一 制御棒を用いる場合にあっては、次のとおりとすること。 イ 火心からの飛出し、又は落下を防止するものであること。	△ 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
二 制御棒の反応度添加装置を組みないものであること。	△ 同时確認	-	・設置許可審査、竣工認証及び使用前事業者検査で確認する。	
2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていないなければならない。 一 制御棒の他の反応度を制御する設備による二以上独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみが構成される場合は、この限りでない。 イ 当該制御棒の反応度添加装置は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超過しないものであること。	△ 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
二 制御棒による原子炉停止系統が設けられていないとき。 研究用等原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく火界を維持できるものであること。	● 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
三 試験研究用等原子炉の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。	● 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
四 制御棒を用いる場合において未臨界を維持できるものであること。	● 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
3 制御材は、運転時における圧力、温度及び反応度添加率について規定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものであること。	○ 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
4 制御材を駆動する設備は、一本の制御棒が直通することができ、かつ、少なくとも一つであること。	● 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を運動し得るものであること。	● 同时確認	-	・設置許可審査、竣工認証及び使用前事業者検査で確認する。	
二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かさないものであること。	△ 同时確認	-	・動作原理上、反応度を増加させない構造であるため、定期事業者検査は不要である。	
三 制御棒の落下その他の衝撃による燃料棒、制御棒その他の設備を損傷することがないものであること。	○ 同时確認	-	・停止措置中の原子炉であり、原子炉の機能停止措置を実施済みであることから該当なし。	
5 制御棒の最大反応度添加及び反応度添加率は、想定される反応度添加率(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。第六十四条第五項において同じ。)に対して軽水炉等「バンダリ」を被	△ 同时確認	-	・炉心冠が維持及び炉心の冷却機能を必要としないため、定期事業者検査は不要である。	

原子炉管管(TCA)の微構造全貌

空白頁

原子炉施設(TCA)の要領書リスト

種別	検査	種類	索引番号	名称(章・節)	要領書 成績書(略称可)	保管場所 成績書(今年度・過去分)	担当課	備考	
								原子力施設検査室 臨界技術第2課	
検査	定期事業者検査 自主検査	定檢	TCA(堅水臨界実験装置)施設(廃止措置施設)定期事業者検査要領書 定期事業者検査(原子炉施設)による自主検査要領書(TCA施設本体施設)	FCA書類	原子力施設検査室	同左			
	自検(放)	自検(本)	TCA(本体施設管理手引)	放射線管理者(原子炉施設)による自主検査要領書(TCA施設放射線管理体制施設)	放射線管理体制第2課長室	FCA12号室	同左	放射線管理体制第2課	
	放手1	管手(本)	放射線管理手引(施設放射線管理体制編)	放射線管理体制手引(施設放射線管理体制編)	FCA書類	再処理特別研究棟322号室	同左	放射線管理体制第2課	
	放手2	管手(本)	放射線管理体制手引(施設放射線管理体制編)	放射線管理体制手引(施設放射線管理体制編)	FCA書類	線量管理課居室	再処理特別研究棟322号室	放射線管理体制第2課	
	自主点検	自点(本)	自点(本体施設)	自点(本)	FCA書類	FCA12号室	同左	線量管理課	
	その他	自点(特)	TCA特定施設の自点検要領	TCA特定施設の自点検要領	工務管理棟	FCA10号室	同左	臨界技術第1課	
		課本1	TCA、FCA施設の薬物の仕掛け品、放射性薬物及び再使用する物品の管理要領	FCA書類			同左	臨界技術第1課	
		課本2	TCA施設及びFCA施設の汚染事故対応要領	FCA書類			同左	臨界技術第1課	
		課特1	TCA高機能機器の月例点検要領	工務管理棟	FCA10号室	再処理特別研究棟322号室	同左	臨界技術第1課	
		課放1	管用計測機器の点検要領	放射線管理体制第2課長室			再処理特別研究棟322号室	放射線管理体制第2課	
要点要領	要点1	要点1	放射線安全取扱手引						
	要点2	要点2	放射線障害予防規程						
	要点3	要点3	電気工作物保安規則						
	要点4	要点4	クレーン等運転管理要領						
	要点5	要点5	フォークリフト運転管理要領						
	要点6	要点6	安全管理規則						
	要点7	要点7	危険物災害予防規則						
	要点8	要点8	発火性物質取扱規則						
	要点9	要点9	安全警報設備管理手引						
	要点10	要点10	消防計画						
	要点11	要点11	共通施設管理手引						
	要点12	要点12	核物質防護規定(原子炉施設・使用施設)、施設核物質防護要領						
	要点13	要点13	周辺監視区域管理手引						